

## 鳥取県天神川流域下水道等におけるウォーターPPP導入可能性調査業務仕様書

### 1 業務名

鳥取県天神川流域下水道等におけるウォーターPPP導入可能性調査業務

### 2 業務の目的

本業務は、鳥取県天神川流域下水道事業並びに倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町（以下「中部地区1市4町」という。）の3に示す下水道事業等（流域関連公共下水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、林業集落排水事業、小規模集合排水処理事業）において、ウォーターPPPの一体的な導入可能性調査を実施することを目的とする。

### 3 検討対象事業

#### (1) 流域下水道

- ・鳥取県天神川流域下水道事業

#### (2) 流域関連公共下水道

- ・倉吉市流域関連公共下水道事業
- ・三朝町流域関連公共下水道事業
- ・湯梨浜町流域関連公共下水道事業
- ・北栄町流域関連公共下水道事業

#### (3) 公共下水道

- ・湯梨浜町公共下水道事業
- ・琴浦町公共下水道事業
- ・北栄町公共下水道事業

#### (4) 農業集落排水

- ・倉吉市農業集落排水事業
- ・三朝町農業集落排水事業

#### (5) 林業集落排水

- ・倉吉市林業集落排水事業
- ・三朝町林業集落排水事業

#### (6) 小規模集合排水

- ・三朝町小規模集合排水処理事業

※検討対象施設は、処理場・ポンプ場・管路施設とする。

※なお、事業スキームの概略検討等において、県及び中部地区1市4町でウォーターPPPを一体的に共同導入しない結果となった場合、対象から外れた事業・自治体における個別のウォーターPPP検討は業務の対象外とする。

### 4 業務期間

契約日から令和8年3月19日まで

### 5 業務の内容

#### (1) 計画準備

本業務の着手に当たっては、業務の目的及び趣旨を把握した上で、本仕様書に示す業務内容を確認し、次に示す事項について業務計画書を作成し、発注者に提出すること。

- ア 業務概要
- イ 実施方針
- ウ 業務工程
- エ 業務組織計画
- オ 打合せ計画
- カ 使用する主な図書及び基準
- キ 連絡体制

## (2) 資料の収集・整理

本業務の対象施設について、基礎資料の収集・整理を行う。なお、収集すべき資料は以下を基本とし、詳細については、別途協議の上決定する。

- ア 上位計画・関連計画に関する情報の収集・整理
- イ 維持管理情報の収集・整理
- ウ その他業務上必要となる資料の収集・整理

## (3) 現状分析、将来見通し、課題の洗い出し

基礎資料の収集・整理結果を踏まえて、ヒト（人材）、モノ（施設）、カネ（財務）等の観点で現状を分析し、将来見通しの上、県及び中部地区1市4町における現状分析結果及び課題をとりまとめ、共有・可視化を行う。

## (4) 対応方策と業務分類の検討

各課題に対する対応策案を抽出し、対応方針を整理する。

- ア 対応方策(案)の抽出  
現状分析結果から、各課題に対する対応策案を抽出する。
- イ 課題への対応方針の整理  
現状分析結果及び現場の課題意識並びに将来見通しなどを考慮した上で、対応時期及び対応者（県又は中部地区1市4町が実施するのか、PPP/PFI手法により民間事業者が対応するのか）等を検討し、課題への対応方針を対応方策整理表に取りまとめる。

## (5) PPP/PFI手法の比較検討

簡易判定により導入可能なPPP/PFI手法の絞り込みを行い、定量的又は定性的な詳細検討によりPPP/PFI手法活用の実現可能性を確認する。

### ア 導入可能性のあるPPP/PFI手法の選択

対象施設及び事業領域を基に、広域化、バンドリング、DX・新技術・他分野連携等の手法を考慮した上、下水道事業の抱える諸課題の解決に向けて導入可能性のあるPPP/PFI手法の候補を簡易判断する。

なお、PPP/PFI手法にはウォーターPPPについては必ず含めることとする。

### イ 事業スキームの概略検討

簡易判断したPPP/PFI手法について、対象施設、対象業務範囲、事業期間を検討し、パターン毎の事業スキームを概略検討する。また、管理・更新一体マネジメント方式では、更新実施型か更新支援型の比較・検討を行う。

### ウ マーケットサウンディング

スキームの概略検討結果を基にマーケットサウンディングを実施するためのヒアリング条件書を作成する。次に、スキーム構想的に参画可能性のある企業を抽出した後、アンケート調査を実施し関連企業の参画意向を確認することとし、必要に応じてスキームに反映する。

なお、より詳細に民間事業者の意向を確認する必要があると判断する場合に実施する個別ヒアリングは、発注者及び受注者が共同で実施し、受注者は当該個別ヒアリングに係る資料作成及び調査結果の整理等をするものとする。

### エ VFMの算出

想定される事業スキーム別に、従来型の発注手法と比較して財政効果があるのかどうかVFMを算出して確認する。

### オ プロフィットシェア方式の検討

プロフィットシェア方式の他事例を調査し、ウォーターPPP実施時の活用方法について検討する。

## (6) PPP/PFI手法の選定

### ア PPP/PFI手法の選定

これまでの検討結果を踏まえ、PPP/PFI手法の比較・評価を行った上で実施可能なPPP/PFI手法を選定する。なお、管理・更新一体マネジメント方式では、更新実施型か更新支援型かの選択を行う。

#### イ ロードマップ作成

選定したPPP/PFI手法に対して、導入効果を整理するとともに円滑な事業化に移行するための事業者等の公募方式や公募スケジュール等について検討し、事業実施に向けたロードマップを作成する。また、今後の検討課題や事業化に向けた留意事項等を整理する。なお、ロードマップは県と中部地区1市4町の広域型ウォーターPPPの導入を前提に作成すること。

#### (7) 説明資料の作成

ウォーターPPPの導入に向けた事業のロードマップ、財政効果算出資料、概算事業費、想定される効果などを整理し、議会、関係部局への説明資料を作成する。また、それ以外の項目についても、発注者の求めに応じて、資料を作成・提供すること。

#### (8) 中部圏域における汚水処理施設等の統廃合を踏まえた調整

発注者において並行して検討を進めている「中部圏域における汚水処理施設等の統廃合」について、令和7年度中に別途示す統廃合方針の素案を踏まえ本業務を進めること。なお、統廃合方針の素案については、本業務期間内に発注者から随時、情報提供するものとする。

#### (9) その他

本業務を実施するにあたっては、別紙「鳥取県天神川流域下水道等における包括的な更新・管理手法の導入計画（ウォーターPPP導入実施検討）」及び各事業の事業計画やストックマネジメント計画等の各種計画を参考の上、検討を進めること。

### 6 成果品

本業務で収集した資料及び各種検討内容を整理の上、調査結果等についてとりまとめ、次の成果品を発注者に各2部、中部地区1市4町に各1部提出すること。

また、編集可能な電子データも電子媒体（CD-R又はDVD-R）に格納の上提出すること。

なお、「報告書」にはVFM計算に使用したファイル等、県が指定する報告書作成にあたって作成した書類を含み、業務実施期間中においても、発注者が数値の妥当性を検証できるよう、計算式を残した状態で、委託者の指示があった都度ファイルを提供すること。（中部地区1市4町分含む）

なお、令和7年12月1日(月)までに中間報告として、当該時点でのVFMの算定結果を含む本件業務の調査検討状況を取りまとめて報告する事。

- |   |    |                   |
|---|----|-------------------|
| (1) 中間報告書   | 7部 | 令和7年12月1日(月)までに提出 |
| (2) 報告書   | 7部 |                   |
| (3) 報告書（概要版）  | 7部 |                   |
| (4) 報告書（資料編）  | 7部 |                   |
| (5) 協議議事録   | 7部 |                   |
| (6) (1)～(5)の電子データ（PDF及びMicrosoft Office等の編集可能なもの）を格納したCD-R等 | 7枚 |                   |

### 7 納入場所

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課（鳥取市東町一丁目220番地）

### 8 その他

#### (1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

#### (2) 資料提供

受注者は、本件業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本件業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

### (3) 追完請求権

- ア 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が本契約書及び仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- イ アの規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- ウ ア及びイの規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

### (4) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

### (5) 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、本件業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

### (6) 守秘事項等

- ア 本件業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- イ 本件業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (7) 個人情報の保護

受注者は、本件業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

受注者は、(8)の規定により本件業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

### (8) 再委託の禁止

- ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、前項アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
  - (ア) 再委託の契約金額が業務委託料の額の50パーセントを超える場合
  - (イ) 再委託する業務に業務の中核となる部分が含まれている場合

### (9) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本件業務の処理状況等について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

### (10) 完了報告及び検査

発注者は、本件業務を完了したときは、完了の日から10日以内に完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

### (11) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

### (12) 専属的合意管轄裁判所

本件業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

### (13) 関係法令等

本業務は、次に掲げる図書の最新版を参考にして行うものとする。

- ① 下水道事業の手引（日本水道新聞社）

- ② 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）
- ③ 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
- ④ 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
- ⑤ 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- ⑥ 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ⑦ 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- ⑧ 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
- ⑨ 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
- ⑩ バイオソリッド利活用基本計画（下水汚泥処理総合計画）策定マニュアル（日本下水道協会）
- ⑪ 新都市計画の手続き（都市計画協会）
- ⑫ 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- ⑬ ウォーターPPP 導入検討の進め方について（国土交通省）
- ⑭ 下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン（国土交通省）
- ⑮ 下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン（国土交通省）
- ⑯ 性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン（国土交通省）
- ⑰ 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン（国土交通省）
- ⑱ 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（国土交通省）
- ⑲ PPP/PFI 推進アクションプラン（内閣府）
- ⑳ PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン（内閣府）
- ㉑ PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（内閣府）
- ㉒ VFM (Value For Money) に関するガイドライン（内閣府）
- ㉓ 契約に関するガイドラインーPFI 事業実施契約における留意事項についてー（内閣府）
- ㉔ モニタリングに関するガイドライン（内閣府）
- ㉕ 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（内閣府）
- ㉖ 農業集落排水事業における PFI 実施の手引き（農林水産省）

#### （14）その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。